

## 防災規程に関する法令

### ○石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）

（自衛防災組織）

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務（以下「防災業務」という。）を行う。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス保安法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

3 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。

4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という。）を備え付けなければならない。

5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。

6 市町村長等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下「関係管区海上保安本部の事務所の長」という。）に通知するものとする。

（防災規程）

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、前項の防災規程の変更を命ずることができる。

3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

4 第十六条第六項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

(共同防災組織)

- 第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。
- 2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。
  - 3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。
  - 4 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。
  - 5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第二項の共同防災規程の変更を命ずることができる。
  - 6 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について、前条第三項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第三項中「前項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。

(広域共同防災組織)

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち政令で定めるもの<sup>※</sup>を行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができる。

※の「政令で定めるもの」

○石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）

第二十二條 法第十九条の二第一項の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

2 法第十九条の二第一項の政令で定める業務は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関するものとする

- 2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならない。
- 4 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事（当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。
- 5 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長（広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。）に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第三項の広域共同防災規程の変更を命ずることができる。
- 7 都道府県知事等は、前項の規定により変更を命ずるとき及び次項において準用する第十八条第三項の規定により停止を命ずるときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。
- 8 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織について、第十八条第三項の規定は第六項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第四項の規定は広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「市町村長等」とあるのは「都道府県知事等」と、「前項」とあるのは「第十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

(異常現象の通報義務)

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(自衛防災組織等の災害応急措置)

第二十四条 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程、広域共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

(情報提供の要求)

第二十四条の二 災害の現場においては、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。）の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

## 罰 則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の規定による命令に違反した者
- 三 第十八条第三項（第十九条第六項、第十九条の二第八項又は第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 四 第二十四条の二の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条の規定に違反した者
- 三 第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による確認若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十三条第一項、第十四条第三項、第十六条第五項又は第十七条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者
- 五 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

## ○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令

(昭和五十一年自治省令第十七号)

(防災規程)

第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関する事。
  - 二 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事。
  - 三 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関する事。
  - 四 自衛防災組織の編成に関する事。
  - 五 防災要員に対する防災教育の実施に関する事。
  - 六 自衛防災組織の防災訓練の実施に関する事。
  - 七 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事。
  - 八 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関する事。
  - 九 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関する事。
  - 十 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関する事。
  - 十一 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事。
  - 十二 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事。
  - 十三 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関する事。
  - 十四 前各号に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項
- 2 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な自衛防災組織の業務（以下「自衛防災業務」という。）の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、前項各号に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。
- 3 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）に所在する特定事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除く。次項において同じ。）の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲

げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。
  - 二 警戒宣言が発せられた場合における避難に関すること。
  - 三 警戒宣言が発せられた場合における防災のための施設、設備又は資機材等の整備及び点検その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。
  - 四 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。
  - 五 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること。
- 4 強化地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 5 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。）の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
  - 二 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること。
  - 三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること。
- 6 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに

限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事。
  - 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関する事。
  - 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関する事。
- 8 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 9 法第十八条第一項の規定による届出は、当該防災規程を定め、又はこれを変更した日から七日以内に、様式第七による届出書によつてしなければならない。

#### (共同防災規程)

第二十八条 法第十九条第二項の共同防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関する事。
- 二 防災要員の職務に関する事。
- 三 共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事。
- 四 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関する事。
- 五 共同防災組織の編成に関する事。
- 六 防災要員に対する防災教育の実施に関する事。
- 七 共同防災組織の防災訓練の実施に関する事。
- 八 共同防災組織及び構成事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事。
- 九 防災資機材等の点検に関する事。
- 十 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における共同防災組織の防災活動に関する事。
- 十一 構成事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事。
- 十二 共同防災組織とその構成事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関する事。
- 十三 構成事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事。
- 十四 共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関する事。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員

及び防災資機材等に関し必要な事項

- 2 共同防災組織を設置している特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な当該共同防災組織の業務（以下「共同防災業務」という。）の全部又は一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該共同防災組織に係る共同防災規程に、前項各号に掲げる事項のほか、当該共同防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う共同防災業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。

（広域共同防災規程）

第三十条 法第十九条の二第三項の広域共同防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 広域共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関する事。
- 二 防災要員の職務に関する事。
- 三 広域共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事。
- 四 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関する事。
- 五 防災資機材等の輸送に関する事。
- 六 広域共同防災組織の編成に関する事。
- 七 防災要員に対する防災教育の実施に関する事。
- 八 広域共同防災組織の防災訓練の実施に関する事。
- 九 広域共同防災組織及び広域共同防災組織を設置している各特定事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事。
- 十 防災資機材等の点検に関する事。
- 十一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域共同防災組織の防災活動に関する事。
- 十二 広域共同防災組織を設置している各特定事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事。
- 十三 広域共同防災組織とその広域共同防災組織を設置している各特定事業所の自衛防災組織及び当該各特定事業所に係る共同防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関する事。
- 十四 広域共同防災組織を設置している各特定事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事。
- 十五 広域共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関する事。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、広域共同防災組織が行うべき業務並びに防災

要員及び防災資機材等に関し必要な事項

- 2 広域共同防災組織を設置している特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な当該広域共同防災組織の業務（以下「広域共同防災業務」という。）の全部又は一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該広域共同防災組織に係る広域共同防災規程に、前項各号に掲げる事項のほか、当該広域共同防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う広域共同防災業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。